

令和2年度 宮崎県中小企業融資制度 改正の概要について

1. 「事業承継貸付」において、「事業承継特別対策」、「事業承継特別対策(連携)」を創設

【創設目的】

中小企業等の経営者の高齢化が進み、事業承継が喫緊の課題となっているが、経営者保証によって、将来的に多額の債務を負う可能性があることが、後継者確保のネックとなっている。今般、国において、後継者が経営者保証に躊躇することなく、円滑な事業承継を支援するため、事業承継時に経営者保証を不要とする信用保証制度（事業承継特別保証制度）が創設されることとなり、県融資制度においても、当該制度に対応した融資メニューを創設する。

(1) 融資対象者：次の①又は②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者

- ① 3年以内に事業承継を予定する法人。
- ② 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人。
- ③ 以下に掲げる全ての要件を満たすこと。

- ・ 資産超過であること
- ・ EBITDA有利子負債倍率（注）が10倍以内であること
- ・ 法人・個人の分離がなされていること
- ・ 返済緩和している借入金がないこと

（注）EBITDA有利子負債倍率

$$= (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$$

(2) 融資対象資金：事業資金であって、次に掲げるものとする。

- ・ (1)①に該当する中小企業者の場合には、保証人を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。
- ・ (1)②に該当する中小企業者の場合には、事業承継前の保証人を提供している既往借入金の返済資金。

(3) 融資限度額：1億円

(4) 融資期間：10年以内（据置期間1年以内）

(5) 融資利率：年0.80～1.30%以内

(6) 保証料率：年0.40～1.05%

ただし、経営者保証コーディネーターが作成する「事業承継時判断材料チェックシート」の確認項目のうち、所定の項目（事業承継計画書、法人から経営者等への資金流用がない、収益力で借入れ返済が可能など）全てを満たすものと判断した時には、年0.10～0.95%の料率を適用する。

2. 「みやざき成長産業育成貸付」の融資対象者に”健康経営優良法人等”の追加

【追加目的】 県内中小企業を対象にした制度融資において、健康優良法人の認定等を受けた企業に対するインセンティブを設けることで、県内の健康優良法人等の増加を図る。

- (1) 融資対象者：健康経営優良法人（国）の認定、又は健康長寿推進企業の知事表彰を受けた中小企業者及び組合
- (2) 融資限度額：設備・運転資金の合計で5,000万円
- (3) 融資期間：設備資金10年以内 運転資金7年以内
- (4) 融資利率：年1.00～1.50%以内
- (5) 保証料率：年0.40～1.50%

健康経営： 従業員の健康保持・増進のための投資を行うことで、生産性の向上、企業イメージの向上等の効果が得られ、結果的に業績向上につながるとされる経営。